雙峰祭ガイダンス全体資料

学実委は、円滑な学園祭の運営のため、宣伝活動を規制しております。学実委の管理する場所・媒体において企画団体が宣伝活動を行う場合、事前に申請し、学実委から許可を得る必要がございます。

宣伝活動の定義

今年度の学園祭における「宣伝活動」を以下のように定義いたします。

企画団体が企画に関する情報を何らかの媒体を通して学内外に発信し、不特定多数に周知を図る こと

宣伝活動の場所・媒体

学実委の管理する場所・媒体の例として、**学内におけるポスターの掲示、学内におけるチラシの配布、企画実施場所におけるチラシ以外の宣伝媒体の配布**等がございます。

宣伝活動の期間

学実委の管理する場所・媒体において企画団体が宣伝活動を行える期間は、許可を得た日から学 園祭終了日までといたします。

官伝活動に関する申請

学実委の管理する場所・媒体において企画団体が宣伝活動を行う場合、所定の期間に所定の方法で申請を行い、許可を得る必要がございます。

申請の期間

宣伝活動に関する申請には、事前宣伝申請・当日宣伝申請の 2 つがございます。宣伝活動に関する申請は、基本的に次の期間にのみ受け付けいたします。

事前宣伝申請

【申請期間】 10月4日(月)~11月4日(木)(雙峰祭前日)

当日宣伝申請

【申請期間】 11月5日(金)~11月7日(日)(雙峰祭期間)

許可証の配付

申請されたポスター・チラシが規定に則っていた場合、許可証を配付いたします。**右下の枠内に許可証が存在するポスター・チラシのみ、掲示・配布を許可**いたします。なお、許可証の形式は画像データまたは紙となります。

期間外の申請

宣伝活動に関する申請は、基本的に定められた期間でのみ受け付けます。しかし、掲示物・宣伝 媒体制作上の都合等により、定められた期間での申請が困難な場合は、学実委にご相談ください。

申請上の注意

申請を受けてから許可を出すまでに、時間がかかる場合がございます。**また、規定に違反している等の理由で、許可をお出しできない場合**がございます。

学実委の管理しない場所・媒体での宣伝活動

学実委の管理しない場所・媒体の例として、学外におけるポスター・チラシの掲示・配布、Web サイト・SNS を利用した情報発信等がございます。

※ 雙峰祭公式 Web サイト・および企画の一部として配信する動画はこの限りではありません。

学実委の管理しない場所・媒体での宣伝活動につきましては、企画団体の責任の範囲内において、 管理している組織等に許可を得て正規の方法に則るとともに、公序良俗に反しない範囲内で行って いただきます。